



該非判定／取引審査／出荷管理

該非判定とは

輸出しようとする貨物、提供しようとする技術(プログラム含む)がリスト規制貨物等に該当するか否かを判定すること。

品目名と仕様(技術スペック)
により該非判定

輸出令 別表第1 対象貨物

項番	輸出許可品目名
2 原子力	
(1)	核燃料物質・核原料物質
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等
(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置

①輸出令で品目名を確認

②貨物等省令で仕様(スペック)を確認

上記①②とも該当する場合は
リスト規制貨物に該当

輸出令及び貨物等省令のマトリックス

輸出令第2項		貨物等省令第1条	
項番	項目	項番	項目
			輸出令別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。
輸出令第2項 (12)	核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの 1 数値制御を行うことができる工作機械 2 測定装置(工作機械であつて測定装置として使用することができるものを含む。)	貨物等省令第1条 第十四号	工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、輪郭制御をすることができる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの(ホに該当するものを除く。) イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの((三)に該当するものを除く。) (一) 国際標準化機構が定めた規格(以下「国際規格」という。)ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの (三) 棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであつて、次の1及び2に該当するもの 1 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの 2 チャックを取り付けることができないもの ロ フライス削りを行うことができる工作機械であつて、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するもの((四)に該当するものを除く。) (一) 国際規格ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 輪郭制御をすることができる回転軸の数が2以上のもの

- * 運用通達の解釈において、それぞれの品目の解釈も確認。
- * 安全保障貿易管理HPの「輸出令及び貨物等省令のマトリックス」により参照可能。

※該非判定は、ダブルチェック体制で行う。

該非判定書について

- 国内販売先に自社製品などの該非判定を求められた場合は、判定の責任範囲を明確にした判定書を発行。
- 社外から調達した製品や部品等を輸出する場合で、自社で該非判定が困難な時には、メーカー等から該非判定書入手。

判定対象貨物等の名称、型式等は合っているか？

プログラム(技術)など必要とされる判定は網羅しているか？

該当項番、判定結果、判定根拠は明確かつ妥当か？

該非判定書(例)

あて先: △△商事 殿

商品名: ○○クリーナーA-30

該非判定結果: 輸出貿易管理令別表第1の3項(1)
貨物等省令2条1項1号へ に該当

判定理由: 本商品はフッ化水素を80%含有しているため。

判定日: 平成26年7月〇日

判定者: x x 化学 ○○太郎(印)

●注意
判定書の発行は任意。様式は自由。

判定日以降に法令改正がされていないか？

注意

- 外為法の責任は、基本的には輸出者が負う。
- 入手した判定書を鵜呑みにしないで、自社でも再確認をする。
- 法令改正時などには、該非判定結果の見直しを行う。

取引審査とは

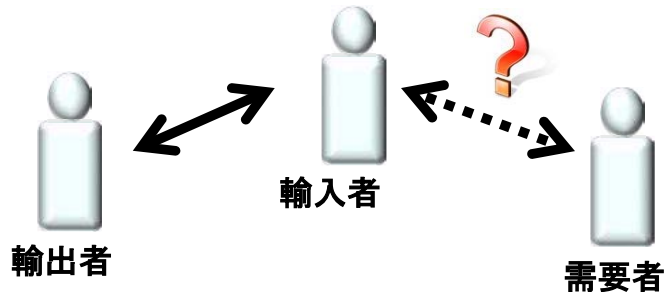
どのような相手か(引合い先、需要者の確認)、どのような用途に使うのか(具体的な用途の確認)等のチェックを行い、当該取引を進めて良いか否かを判断すること。

取引審査にあたっての留意点

- 組織内での確認のための書式(帳票類)を定める。
- 決裁者・担当者の責任範囲を明確にする。
- 取引を進めて良いか否かを判断する責任者(取引の最終判断権者)を定め、最終判断権者まで決裁を得る。
- 国内取引であっても、輸出等をされることが明らかな場合には、直接輸出と同様の審査を行う。

取引審査のポイント①

①貨物・技術が需要者に到達することの 確実性



契約書等を確認

契約は需要者まで
つながっている？

不自然な輸送経路
になっていない？

輸送先
を確認

経由？

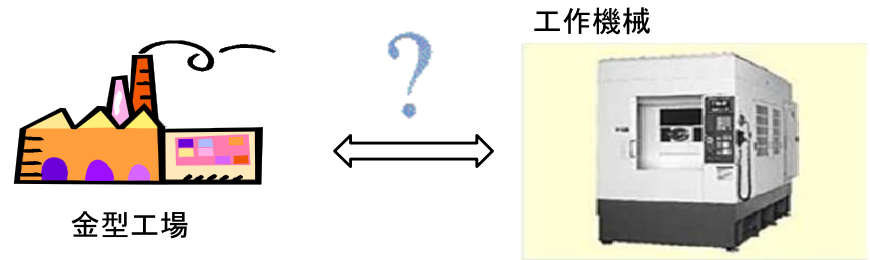
B国

A国

X国



②需要者が貨物・技術を使用することの 確実性



需要者の事業内容と
貨物の用途は整合
している？

HP等
を確認

貨物の数量は
妥当か？

事業規模等
を確認



金型工場

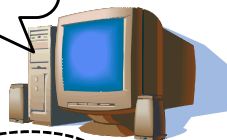
取引審査のポイント②

③ 貨物・技術が懸念用途に使用されないことの 確実性

当社の主要
顧客は軍で
ある！



当社は軍事
品を取り扱っ
ている！



需要者は軍事品
を取り扱っていない？

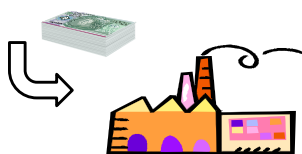
HP等
を確認

需要者は軍事産業
と関連していない？

HP等
を確認

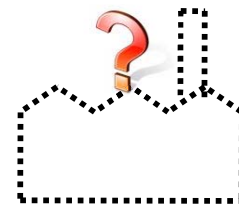


軍事関連企業



軍からの資金提供

④ 貨物・技術が適正に管理されることの 確実性



貨物の使用場所は確
定してる？

工場図面等
を確認

貨物の管理方法は適
切か？

管理体制・保管
場所等を確認



部外者の進入を制限



適正な保管場所の確保

出荷管理とは(技術提供を含む)

- 貨物の出荷・技術の提供前に、「貨物・技術の同一性の確認」、「輸出許可証等の有無の確認」等、所要の手続きが済んでいるかどうかを確認すること。
- 出荷・提供時のチェック結果は、輸出管理部門(者)に報告すること。

(貨物の例)

